

第一級陸上無線技術士「法規」試験問題

2 0 問 2 時間

A－1 次の記述は、無線局の開設について述べたものである。電波法（第4条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- 無線局を開設しようとする者は、 **A** なければならない。ただし、次の(1)から(4)までに掲げる無線局については、この限りでない。
- (1) **B** で総務省令で定めるもの
- (2) 26.9MHzから27.2MHzまでの周波数の電波を使用し、かつ、空中線電力が0.5ワット以下である無線局のうち総務省令で定めるものであって、 **C** のみを使用するもの
- (3) 空中線電力が **D** である無線局のうち総務省令で定めるものであって、電波法第4条の2（呼出符号又は呼出名称の指定）の規定により指定された呼出符号又は呼出名称を自動的に送信し、又は受信する機能その他総務省令で定める機能を有することにより他の無線局にその運用を妨害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるもので、かつ、 **C** のみを使用するもの
- (4) 電波法第27条の18（登録）第1項の登録を受けて開設する無線局

A	B	C	D
1 総務大臣の免許を受け	発射する電波が著しく微弱な無線局	適合表示無線設備	1ワット以下
2 総務大臣の免許を受け	小規模な無線局	その型式について総務大臣の行う検定に合格した無線設備の機器	1ワット以下
3 総務大臣の免許を受け	小規模な無線局	適合表示無線設備	0.1ワット以下
4 あらかじめその旨を総務大臣に届け出	小規模な無線局	適合表示無線設備	0.1ワット以下
5 あらかじめその旨を総務大臣に届け出	発射する電波が著しく微弱な無線局	その型式について総務大臣の行う検定に合格した無線設備の機器	1ワット以下

A－2 電波の強度（注1）に対する安全施設、高压電気（注2）に対する安全施設等に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第21条の2、第21条の3、第25条及び第26条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 注1 電波の強度とは、電界強度、磁界強度、電力束密度及び磁束密度をいう。
- 2 高压電気とは、高周波若しくは交流の電圧300ボルト又は直流の電圧750ボルトをこえる電気をいう。

- 1 無線設備は、破損、発火、発煙等により人体に危害を及ぼし、又は物件に損傷を与えることがあってはならない。
- 2 無線設備の空中線系には避雷器及び接地装置を、また、カウンターポイズには避雷器をそれぞれ設けなければならない。ただし、26.175MHz以下の周波数を使用する無線局の無線設備及び陸上移動業務又は携帯移動業務の無線設備の空中線については、この限りでない。
- 3 無線設備には、当該無線設備から発射される電波の強度が電波法施行規則別表第2号の3の2（電波の強度の値の表）に定める値を超える場所（人が通常、集合し、通行し、その他出入りする場所に限る。）に取扱者のほか容易に出入りすることができないように、施設をしなければならない。ただし、次の(1)から(3)までに掲げる無線局の無線設備については、この限りではない。
- (1) 平均電力が20ミリワット以下の無線局の無線設備
- (2) 移動する無線局の無線設備
- (3) 電波法施行規則第21条の3（電波の強度に対する安全施設）第1項第3号又は第4号に定める無線局の無線設備
- 4 送信設備の空中線、給電線若しくはカウンターポイズであって高压電気を通ずるものは、その高さが人の歩行その他起居する平面から2.5メートル以上のものでなければならない。但し、次の(1)又は(2)の場合は、この限りでない。
- (1) 2.5メートルに満たない高さの部分が、人体に容易にふれない構造である場合又は人体が容易にふれない位置にある場合
- (2) 移動局であって、その移動体の構造上困難であり、且つ、無線従事者以外の者が出入しない場所にある場合

A－3 固定局又は陸上移動業務の無線局の予備免許及び予備免許中の変更等に関する次の記述のうち、電波法（第8条、第9条、第11条及び第19条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法第8条の予備免許を受けた者は、工事設計を変更しようとするときは、あらかじめ総務大臣の許可を受けなければならない。但し、総務省令で定める軽微な事項については、この限りでない。また、この工事設計の変更は、周波数、電波の型式又は空中線電力に変更を来すものであってはならず、かつ、電波法第7条（申請の審査）の技術基準に合致するものでなければならない。
- 2 総務大臣は、電波法第8条の予備免許を受けた者が識別信号、電波の型式、周波数、空中線電力又は運用許容時間の指定の変更を申請した場合において、混信の除去その他特に必要があると認めるときは、その指定を変更することができる。
- 3 無線局の予備免許の際に指定された工事落成の期限（期限の延長があったときは、その期限）経過後1月以内に電波法第10条（落成後の検査）の規定による工事が落成した旨の届出がないときは、総務大臣は、その指定する期日に電波法第10条に規定する落成後の検査を実施する旨通知しなければならない。
- 4 総務大臣は、電波法第7条（申請の審査）の規定により審査した結果、その申請が同条の規定に適合していると認めるときは、申請者に対し、次に掲げる事項を指定して、無線局の予備免許を与える。
(1) 工事落成の期限 (2) 電波の型式及び周波数 (3) 識別信号 (4) 空中線電力 (5) 運用許容時間

A－4 次に掲げる事項のうち、総務省令で定める場合を除き、免許人が変更検査（電波法第18条の検査をいう。）に合格しなければ、その変更に係る部分を運用してはならないときに該当するものはどれか。電波法（第18条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 電波法第17条（変更等の許可）の規定により、無線設備の設置場所の変更又は無線設備の変更の工事の許可を受け、当該変更又は工事を行ったとき。
- 2 電波法第19条（申請による周波数等の変更）の規定により、周波数の指定の変更を申請し、その指定の変更を受けたとき。
- 3 電波法第17条（変更等の許可）の規定により、通信の相手方の変更の許可を受け、当該変更を行おうとするとき。
- 4 電波法第19条（申請による周波数等の変更）の規定により、識別信号の指定の変更を申請し、その指定の変更を受けたとき。

A－5 次の記述は、受信設備の条件及び受信設備に対する総務大臣の監督について述べたものである。電波法（第29条及び第82条）及び無線設備規則（第24条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 受信設備は、その副次的に発する電波又は高周波電流が、総務省令で定める限度をこえて A の機能に支障を与えるものであってはならない。
- ② ①に規定する副次的に発する電波が A の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と B の等しい擬似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が C 以下でなければならない。
- ③ 無線設備規則第24条（副次的に発する電波等の限度）各項の規定において、②にかかわらず別段の定めのあるものは、その定めるところによるものとする。
- ④ 総務大臣は、受信設備が副次的に発する電波又は高周波電流が A の機能に継続的かつ重大な障害を与えるときは、その設備の所有者又は占有者に対し、その障害を除去するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- ⑤ 総務大臣は、放送の受信を目的とする受信設備以外の受信設備について④の措置をとるべきことを命じた場合において特に必要があると認めるときは、 D ことができる。

	A	B	C	D
1	電気通信業務の用に供する無線設備	電氣的常数	40ナノワット	その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させる
2	他の無線設備	電氣的常数	40ナノワット	当該措置の内容の報告を求める
3	電気通信業務の用に供する無線設備	利得及び能率	4ナノワット	当該措置の内容の報告を求める
4	電気通信業務の用に供する無線設備	利得及び能率	40ナノワット	その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させる
5	他の無線設備	電氣的常数	4ナノワット	その職員を当該設備のある場所に派遣し、その設備を検査させる

A－6 人工衛星局の条件等に関する次の記述のうち、電波法（第36条の2）及び電波法施行規則（第32条の4及び第32条の5）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 人工衛星局の無線設備は、遠隔操作により電波の発射を直ちに停止することのできるものでなければならない。
- 2 人工衛星局は、その無線設備の設置場所を遠隔操作により変更することができるものでなければならない。ただし、対地静止衛星に開設する人工衛星局以外の人工衛星局については、この限りでない。
- 3 対地静止衛星に開設する人工衛星局（一般公衆によって直接受信されるための無線電話、データ伝送又はファクシミリによる電気通信業務を行うことを目的とするものに限る。）は、公称されている位置から緯度の（±）0.5度以内にその位置を維持することができるものでなければならない。
- 4 対地静止衛星に開設する人工衛星局（実験試験局を除く。）であって、固定地点の地球局相互間の無線通信の中継を行うものは、公称されている位置から経度の（±）0.1度以内にその位置を維持することができるものでなければならない。

A－7 次の記述は、周波数測定装置の備えつけ等について述べたものである。電波法（第31条）及び電波法施行規則（第11条の3）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。

- ① 総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の A の B 以下である周波数測定装置を備えつけなければならない。
- ② ①の総務省令で定める送信設備は、次の(1)から(8)までに掲げる送信設備以外のものとする。
 - (1) C 周波数の電波を利用するもの
 - (2) 空中線電力10ワット以下のもの
 - (3) ①に規定する周波数測定装置を備え付けている相手方の無線局によってその使用電波の周波数が測定されることとなっているもの
 - (4) 当該送信設備の無線局の免許人が別に備え付けた①に規定する周波数測定装置をもってその使用電波の周波数を随時測定し得るもの
 - (5) 基幹放送局の送信設備であって、空中線電力 D 以下のもの
 - (6) 標準周波数局において使用されるもの
 - (7) アマチュア局の送信設備であって、当該設備から発射される電波の特性周波数を0.025パーセント以内の誤差で測定することにより、その電波の占有する周波数帯幅が、当該無線局が動作することを許される周波数帯内にあることを確認することができる装置を備え付けているもの
 - (8) その他総務大臣が別に告示するもの

	A	B	C	D
1	許容偏差	4分の1	26.175MHz以下の	50ワット
2	占有周波数帯幅	2分の1	26.175MHzを超える	10ワット
3	許容偏差	2分の1	26.175MHzを超える	50ワット
4	占有周波数帯幅	4分の1	26.175MHz以下の	50ワット
5	許容偏差	4分の1	26.175MHz以下の	10ワット

A－8 次の記述は、空中線電力の定義である。電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 「空中線電力」とは、^{せん}尖頭電力、平均電力、搬送波電力又は規格電力をいう。
- ② 「^{せん}尖頭電力」とは、通常の動作状態において、変調包絡線の最高^{せん}尖頭における無線周波数1サイクルの間に送信機から空中線系の給電線に供給される A をいう。
- ③ 「平均電力」とは、通常の動作中の送信機から空中線系の給電線に供給される電力であって、変調において用いられる B の周期に比較してじゅうぶん長い時間（通常、平均の電力が C ）にわたって平均されたものをいう。
- ④ 「搬送波電力」とは、 D における無線周波数1サイクルの間に送信機から空中線系の給電線に供給される A をいう。ただし、この定義は、パルス変調の発射には適用しない。
- ⑤ 「規格電力」とは、終段真空管の使用状態における出力規格の値をいう。

	A	B	C	D
1	平均の電力	最高周波数	最大である約2分の1秒間	変調のない状態
2	最大の電力	最低周波数	最大である約10分の1秒間	通常の動作状態
3	平均の電力	最低周波数	最大である約10分の1秒間	変調のない状態
4	最大の電力	最高周波数	最大である約10分の1秒間	通常の動作状態
5	最大の電力	最低周波数	最大である約2分の1秒間	通常の動作状態

A－9 次に掲げる事項のうち、無線設備規則（第20条）の規定に照らし、送信空中線の型式及び構成が適合しなければならない事項としてこの規定に定めるものに該当しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 整合が十分であること。
- 2 満足な指向特性が得られること。
- 3 空中線の利得及び能率になるべく大であること。
- 4 発射可能な電波の周波数帯域になるべく広いものであること。

A－10 次の記述は、送信装置の水晶発振回路に使用する水晶発振子について述べたものである。無線設備規則（第16条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。

水晶発振回路に使用する水晶発振子は、周波数をその A 内に維持するため、次の条件に適合するものでなければならない。

- (1) 発振周波数が B によりあらかじめ試験を行って決定されているものであること。
- (2) 恒温槽を有する場合は、恒温槽は水晶発振子の温度係数に C 維持するものであること。

A	B	C
1 許容偏差	当該送信装置の水晶発振回路により又はこれと同一の条件の回路	応じてその温度変化の許容値を正確に
2 許容偏差	シンセサイザ方式の発振回路	かかわらず発振周波数を一定に
3 占有周波数帯幅の許容値	当該送信装置の水晶発振回路により又はこれと同一の条件の回路	かかわらず発振周波数を一定に
4 占有周波数帯幅の許容値	シンセサイザ方式の発振回路	応じてその温度変化の許容値を正確に

A－11 次の記述は、無線局（アマチュア無線局を除く。）の主任無線従事者の講習について述べたものである。電波法（第39条）及び電波法施行規則（第34条の7）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から4までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 無線局（総務省令で定めるものを除く。）の免許人は、電波法第39条（無線設備の操作）に規定するところにより主任無線従事者に、総務省令で定める期間ごとに、無線設備の A に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。
- ② 電波法第39条（無線設備の操作）第7項の規定により、免許人は、主任無線従事者を選任 B に無線設備の A に関し総務大臣の行う講習を受けさせなければならない。
- ③ 免許人は、②の講習を受けた主任無線従事者にその講習を受けた日から C に講習を受けさせなければならない。当該講習を受けた日以降についても同様とする。
- ④ ②及び③にかかわらず、船舶が航行中であるとき、その他総務大臣が当該規定によることが困難又は著しく不合理であると認めるときは、総務大臣が別に告示するところによる。

A	B	C
1 操作の監督	するときは、当該主任無線従事者に選任の前6箇月以内	3年以内
2 操作の監督	したときは、当該主任無線従事者に選任の日から6箇月以内	5年以内
3 操作及び運用	したときは、当該主任無線従事者に選任の日から6箇月以内	3年以内
4 操作及び運用	するときは、当該主任無線従事者に選任の前6箇月以内	5年以内

A－12 無線局の運用に関する次の記述のうち、無線局になるべく擬似空中線回路を使用しなければならないときに該当しないものはどれか。電波法（第57条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 実験等無線局を運用するとき。
- 2 固定局の無線設備の機器の調整を行うために運用するとき。
- 3 基幹放送局の無線設備の機器の試験を行うために運用するとき。
- 4 総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）が行う無線局の検査のために無線局を運用するとき。

A－13 無線局等に対する混信等の防止に関する次の記述のうち、電波法（第56条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線局は、電波を発射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間自己の電波を発射しないことを確保する機能等総務省令で定める機能を有することにより、他の無線局又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるものでなければならない。但し、遭難通信については、この限りでない。
- 2 無線局は、他の無線局又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。但し、遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信については、この限りでない。
- 3 無線局は、電波を発射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間自己の電波を発射しないことを確保する機能等総務省令で定める機能を有することにより、重要無線通信を行う無線局及び電気通信業務の用に供する無線局にその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用することができるものでなければならない。但し、遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信については、この限りでない。
- 4 無線局は、電気通信業務の用に供する無線局又は電波天文業務の用に供する受信設備その他の総務省令で定める受信設備（無線局のものを除く。）で総務大臣が指定するものにその運用を阻害するような混信その他の妨害を与えないように運用しなければならない。但し、遭難通信については、この限りでない。

A－14 次の記述は、非常通信及び非常の場合の無線通信について述べたものである。電波法（第52条及び第74条）及び無線局運用規則（第136条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の1から5までのうちから一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 非常通信とは、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が A において、 B を利用することができないか又はこれを利用することが著しく困難であるときに人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる無線通信をいう。
- ② 非常通信の取扱を開始した後、 B の状態が復旧した場合は、 C 。
- ③ 総務大臣は、地震、台風、洪水、津波、雪害、火災、暴動その他非常の事態が A においては、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために必要な通信を D ことができる。

A	B	C	D
1 発生し、又は発生するおそれがある場合	電気通信業務の通信	すみやかにその取扱を停止しなければならない	無線局に行くことを要請する
2 発生した場合	電気通信業務の通信	その取扱を停止することができる	無線局に行わせる
3 発生した場合	有線通信	すみやかにその取扱を停止しなければならない	無線局に行くことを要請する
4 発生し、又は発生するおそれがある場合	有線通信	すみやかにその取扱を停止しなければならない	無線局に行わせる
5 発生し、又は発生するおそれがある場合	電気通信業務の通信	その取扱を停止することができる	無線局に行くことを要請する

A－15 次の記述のうち、無線局が総務大臣から臨時に電波の発射の停止を命ぜられることがある場合はどれか。電波法（第72条）の規定に照らし、下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 発射する電波が他の無線局の運用に妨害を与えるおそれがあると認められるとき。
- 2 免許状に記載された目的の範囲を超えて運用したと認められるとき。
- 3 免許状に記載された空中線電力の範囲を超えて運用していると認められるとき。
- 4 発射する電波の質が総務省令で定めるものに適合していないと認められるとき。

B－1 次に掲げる事項のうち、電波法（第79条）の規定に照らし、無線従事者が電波法若しくは電波法に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したときに総務大臣から受けることがある処分に該当するものを**1**、これに該当しないものを**2**として解答せよ。

- ア 無線従事者の免許の取消しの処分
- イ 期間を定めて行うその無線従事者が従事する無線局の運用を停止する処分
- ウ 3箇月以内の期間を定めて行う無線従事者が無線設備を操作する範囲を制限する処分
- エ 3箇月以内の期間を定めて行う無線従事者がその業務に従事することを停止する処分
- オ 期間を定めて行うその無線従事者が従事する無線局の周波数又は空中線電力を制限する処分

B－2 次の記述は、陸上移動業務の無線局の落成後の検査及び免許の拒否について述べたものである。電波法（第10条及び第11条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句を下の**1**から**10**までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の 内には、同じ字句が入るものとする。

- ① 電波法第8条の予備免許を受けた者は、 ア は、その旨を総務大臣に届け出て、その イ 、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件に係るものを含む。以下同じ。）及び員数並びに ウ について検査を受けなければならない。
- ② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする イ 、無線従事者の資格及び員数等について登録検査等事業者（注1）又は登録外国点検事業者（注2）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る点検の結果を記載した書類を添えて①の届出をした場合においては、 エ を省略することができる。

注1 登録検査等事業者とは、電波法第24条の2（検査等事業者の登録）第1項の登録を受けた者をいう。
2 登録外国点検事業者とは、電波法第24条の13（外国点検事業者の登録等）第1項の登録を受けた者をいう。

- ③ 電波法第8条の予備免許を受けた者から、電波法第8条（予備免許）第1項の期限（期限の延長があつたときはその期限）経過後 オ 電波法第10条（落成後の検査）の規定による工事が落成した旨の届出がないときは、総務大臣はその無線局の免許を拒否しなければならない。

- | | | |
|---------------------------|--------------------------|------------------|
| 1 工事が落成したとき | 2 工事落成の期限の日になったとき | 3 無線設備 |
| 4 電波の型式、周波数及び空中線電力 | 5 計器及び予備品 | 6 時計及び書類 |
| 7 当該検査 | 8 その一部 | 9 1月以内に |
| | | 10 2週間以内に |

B－3 無線従事者の免許証に関する次の記述のうち、電波法施行規則（第38条）及び無線従事者規則（第47条、第50条及び第51条）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合するものを**1**、これらの規定に定めるところに適合しないものを**2**として解答せよ。

- ア 無線従事者は、免許の取消しの処分を受けたときは、その処分を受けた日から10日以内にその免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に返納しなければならない。
- イ 無線従事者は、免許証を失ったために免許証の再交付を受けようとするときは、失った日から1月以内に無線従事者免許証再交付申請書に写真2枚を添えて総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に提出しなければならない。
- ウ 無線従事者が引き続き5年以上無線局の無線設備の操作に従事しなかったときは、免許は効力を失うものとし、遅滞なく免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に返納しなければならない。
- エ 総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）は、無線従事者の免許を与えたときは、免許証を交付するものとし、無線従事者は、その業務に従事しているときは、免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）の要求に応じて直ちに提示することができる場所に保管しておかなければならない。
- オ 無線従事者は、免許証の再交付を受けた後失った免許証を発見したときは、その発見した日から10日以内にその発見した免許証を総務大臣又は総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）に返納しなければならない。

B－4 次の表の各欄の記述は、それぞれ電波の型式の記号表示と主搬送波の変調の型式、主搬送波を変調する信号の性質及び伝送情報の型式に分類して表す電波の型式を示すものである。電波法施行規則（第4条の2）の規定に照らし、電波の型式の記号表示とその内容がこの規定に適合するものを1、この規定に適合しないものを2として解答せよ。

区分 番号	電波の型式 の 記 号	電 波 の 型 式		
		主搬送波の変調の型式	主搬送波を変調する信号の性質	伝送情報の型式
ア	V 1 B	パルス変調（変調パルス列）であって、次の各変調の組合せ又は他の方法によって変調するもの (1) 振幅変調 (2) 幅変調又は時間変調 (3) 位置変調又は位相変調 (4) パルスの期間中に搬送波を角度変調するもの	デジタル信号である単一のチャネルのものであって、変調のための副搬送波を使用しないもの	電信であって、自動受信を目的とするもの
イ	F 2 D	角度変調であって、周波数変調	デジタル信号である単一チャネルのものであって、変調のための副搬送波を使用するもの	データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令
ウ	G 7 W	角度変調であって、位相変調	デジタル信号の1又は2以上のチャネルとアナログ信号の1又は2以上のチャネルを複合したもの	次の①から⑥までの型式の組合せのもの ① 無情報 ② 電信 ③ ファクシミリ ④ データ伝送、遠隔測定又は遠隔指令 ⑤ 電話（音響の放送を含む。） ⑥ テレビジョン（映像に限る。）
エ	C 3 F	振幅変調であって、独立側波帯	アナログ信号である単一チャネルのもの	テレビジョン（映像に限る。）
オ	J 8 E	振幅変調であって、抑圧搬送波による単側波帯	デジタル信号である2以上のチャネルのもの	ファクシミリ

B－5 次の記述は、無線通信（注）の秘密の保護について述べたものである。電波法（第59条及び第109条）の規定に照らし、
□内に入れるべき最も適切な字句を下の1から10までのうちからそれぞれ一つ選べ。なお、同じ記号の□内には、同じ字句が入るものとする。

注 電気通信事業法第4条（秘密の保護）第1項又は第164条（適用除外等）第3項の通信であるものを除く。

- ① 何人も法律に別段の定めがある場合を除くほか、□ア行われる□イを傍受してその存在若しくは内容を漏らし、又はこれを窃用してはならない。
- ② 無線局の取扱中に係る□イの秘密を漏らし、又は窃用した者は、□ウに処する。
- ③ □エがその業務に関し知り得た②の秘密を漏らし、又は窃用したときは、□オに処する。

- 1 総務省令で定める周波数を使用して
- 2 特定の相手方に対して
- 3 無線通信
- 4 暗語による無線通信
- 5 1年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 6 1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
- 7 無線通信の業務に従事する者
- 8 免許人又は無線従事者
- 9 2年以下の懲役又は100万円以下の罰金
- 10 2年以下の懲役又は200万円以下の罰金